

芝浦工業大学キャンパスネットワーク接続に係る特約条項

(平成 25 年 7 月 16 日・第 1 版)

この芝浦工業大学キャンパスネットワーク接続に係る特約条項（以下「本特約条項」といいます。）の適用を受けようとする者は、芝浦工業大学によるキャンパスネットワークの運営に必要な範囲において、当社が IP アドレス及びタイムスタンプにより特定した通信を行った特約利用者の利用者識別子を芝浦工業大学へ提供する場合があることについて、その主旨を十分に理解したうえで、以下の各条項と併せて同意して申し込むものとします。

（本特約条項の適用）

第 1 条 当社は、本特約条項により当社の UQ 通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に定める料金その他の提供条件の一部を変更する取扱いを行います。

（本特約条項の変更）

第 2 条 当社は、本特約条項を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約条項によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社が指定するウェブページに掲示します。

（本特約条項の掲示）

第 3 条 当社は、本特約条項（変更があった場合は変更後の本特約条項）を当社が指定するウェブページに掲示します。

（約款との関係等）

第 4 条 本特約条項は約款と一体となって適用されるものとし、約款が廃止された場合は、本特約条項も廃止します。

2 本特約条項と約款とが矛盾する場合は、本特約条項に定める内容が優先します。

3 本特約条項に定めのない事項は、約款の規定に従います。

4 当社が約款を改正した場合、改正前の約款を適用、引用又は準用等する本特約条項の規定は、改正後の約款の相当する規定を適用、引用又は準用等します。

（用語の定義）

第 5 条 本特約条項で使用する用語の意味は、本特約条項に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本特約条項においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 キャンパスネットワーク	芝浦工業大学が学生又は職員等を対象として提供するイントラネット（国立情報学研究所が運営する学術研究用のネットワーク「SINET」を使用した区間を含みます。）
2 アカウント	芝浦工業大学がキャンパスネットワークの利用を許可した者に付与する認証キー
3 接続点	UQ 通信網とキャンパスネットワークとの間の電気通信設備の接続点
4 特約	本特約条項の適用を受けるための契約
5 特約利用者	特約を締結している UQ 契約者
6 利用者識別子	芝浦工業大学がアカウント毎に一意に発行した識別子

(申込者の条件)

第6条 特約の申込みをすることができる者は、現に有効なアカウントの発行を受けている者に限ります。

(特約の単位)

第7条 当社は、1の会員契約ごとに1の特約を締結します。

(特約申込みの方法)

第8条 特約の申込みは、主たる会員契約（以下「主契約」といいます。）の新規申込みと同時に行っていただきます。

- 2 当社は、特約の申込みの受付に際して、当社が別に定める方法により、その申込みをしようとする者のアカウントの有効性を確認するものとします。
- 3 未成年者は、特約の申込みに先立って、親権者等の法定代理人の同意を得なければならないものとします。

(特約申込みの承諾)

第9条 当社は、特約の申込みがあったときは、主契約の申込みの承諾と同時に承諾するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しません。
 - (1) 申込書等の記載事項に不備があるとき。
 - (2) 当社が主契約の申込みを承諾しなかったとき。
 - (3) 申込者のアカウントが有効であることを当社において確認できないとき。
 - (4) 申込者が本特約条項の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(基本使用料の適用)

第10条 特約利用者は、下表に定める基本使用料の料金種別について、通常料金契約の新規申込みと同時に申し出た場合に限り選択できるものとします。この場合、特約利用者は、同表の右欄に定める基本使用料の支払いを要するものとします。

1 通常料金契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額（税込額）
SITNET Flat年間パスポート	3,048円（3,200円）

- 2 SITNET Flat年間パスポートに関するその他の提供条件については、UQ Flat年間パスポートに関する約款の規定に準ずるものとします。
ただし、SITNET Flat年間パスポートを選択した通常料金契約については、本特約条項において特段の定めがある場合を除き、基本使用料の料金種別を変更することができません。

(通信の利用)

第11条 当社は、SITNET Flat年間パスポートの適用を受ける通常料金契約については、約款の規定にかかわらず、UQ Wi-Fiを利用する場合を除き、WiMAX回線と接続点との間の通信に限り提供するものとします。

(アカウントの確認)

第12条 当社は、特約利用者のアカウントの有効性について、当社が別に定めるところにより芝浦工業大学に確認するものとします。

(芝浦工業大学からの要請による利用停止)

第13条 当社は、約款の定めによるほか、芝浦工業大学から要請があったときは、芝浦工業大学から利用を停止するよう要請のあった利用者識別子に係るUQ通信サービスの利用を停止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定によりUQ通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめ利用停止をする日及び期間をその特約利用者に通知します。
ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(特約に基づく権利の譲渡の禁止)

第14条 特約利用者が特約に基づいてUQ通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(特約利用者が行う特約の解除)

第15条 特約利用者は、特約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのUQ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う特約の解除)

第16条 当社は、次の場合には、その特約を解除できるものとします。

- (1) 第12条(アカウントの確認)の規定によりアカウントの有効性を確認し、それが無効であると当社が判断したとき。
 - (2) UQ通信網とキャンパスネットワークとの間の電気通信設備の接続が廃止されたとき。
 - (3) 第13条(芝浦工業大学からの要請による利用停止)の規定により利用停止した場合であって、当社が指定した停止期間が経過してもなお芝浦工業大学から当社に対してUQ通信サービスの提供を再開すべき旨の要請がなされなかったとき。
- 2 特約は、前項によるほか、主契約が終了したときには、当然に終了するものとします。

(特約の解除に伴う料金種別の変更)

第17条 当社は、前条第1項各号のいずれかの規定に該当した場合は、その事由が発生した日を含む料金月の末日をもって特約を解除するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、SITNET Flat年間パスポートが適用されていた通常料金契約について、その特約が解除された日を含む料金月の翌料金月からUQ Flatを適用するものとします。
- 3 当社は、第1項の規定により特約の解除があった場合は、その会員契約に係るUQ Wi-Fiの提供を廃止するものとします。

(年間パスポート解除料の免除)

第18条 特約利用者は、次の場合には、SITNET Flat年間パスポートに係る年間パスポート解除料の支払いを要しません。

- (1) その通常料金契約に基づきUQ通信サービスの提供を開始した日から起算して30日以内に契約の解除があったとき。
- (2) 第15条(特約利用者が行う特約の解除)の規定に基づき特約を解除する場合であって、そのアカウントが現に無効であること又は当社が別に定める期間内に無効となることを解除の事由とし、それが虚偽のない適正な申告であると当社が判断したとき。
- (3) 第17条(特約の解除に伴う料金種別の変更)の規定に基づき基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(合意管轄裁判所)

第19条 特約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第20条 特約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則 (13-UQ SOL 開-2号)

本特約条項は、平成25年7月16日から実施します。